

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十八号管理者決裁事項の欄8中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同欄9中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。